

《参考》地方自治法の改正について

地方自治法は直近でも平成 24 年、26 年、29 年と改正されているので以下を参考に必ず改正点の確認をしてください。

1 平成 24 年改正の概要（主なもの）

- (1) 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。(102 条の 2)
- (2) 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。(101 条⑤)
- (3) 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。(100 条①)
- (4) 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。(100 条⑭)
- (5) 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。(176 条)
- (6) 専決処分について、副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。(179 条)
※H26 改正で総合区が規定されたことに伴い、総合区長が追加。
- (7) 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。(76 条ほか)
- (8) 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。(251 条の 7)

2 平成 26 年改正の概要（主なもの）

- (1) 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする。(252 条の 20 の 2)
- (2) 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする。(252 条の 20)
- (3) 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口 20 万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする。(252 条の 22)
- (4) 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする。(252 条の 2)
- (5) 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする。(252 条の 16)

3 平成 29 年改正の概要（主なもの）

- (1) 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備し、毎会計年度、評価報告書を作成することとする。(150 条①④)
- (2) 監査委員は、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表することとする。(198 条の 3①、198 条の 4①③)
- (3) 監査委員による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとし、当該勧告の内容を公表することとする。(199 条⑩⑫)
- (4) 条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができることとする。(196 条①)
- (5) 普通地方公共団体の長は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、公表することとする。(233 条⑦)
- (6) 普通地方公共団体は、条例において、普通地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能とする。(243 条の 2①)
- (7) 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは監査委員からの意見を聴取することとし、当該意見の決定は監査委員の合議によるものとする。(242 条⑩⑪)